

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	介護保険法による介護支援専門員資格の登録(免許)に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

兵庫県知事は介護支援専門員の登録(免許)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

兵庫県知事

## 公表日

令和7年1月24日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険法による介護支援専門員資格の登録(免許)に関する事務
②事務の概要	<p>マイナポータル、個人番号を用いた事務については令和6年度から導入予定。</p> <p>■資格管理事務(特定個人情報ファイルの取扱有)</p> <p>i.資格情報の登録 オンライン(マイナポータル)もしくは紙での申請受理後に審査を行い、資格情報の登録を行う。なお、オンライン登録の際にはマイナンバーカードの電子証明書を利用し、資格保有者本人であることを確認する。個人番号については、登録を受けようとする資格保有者のマイナンバーカードに搭載された券面事項入力補助機能を活用し、その改変を不可能ならしめることにより真正性を担保する。登録情報については、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)(以下「住基法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)に定められた範囲内において住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。</p> <p>ii.登録情報の訂正・変更 オンライン(マイナポータル)もしくは紙での申請について、マイナンバーを利用し、住基法及び番号法に定められた範囲内において住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。この他に住民基本台帳ネットワークシステムや情報提供ネットワークシステムにおいて、資格登録情報の更新の有無について定期的に照会を行う。審査の結果、問題が無ければ結果情報を登録する。</p> <p>iii.資格の停止・取り消し 資格保有者について、資格の停止または取り消しが決定した場合、登録者名簿の資格情報を更新する。</p> <p>iv.資格の削除 オンライン(マイナポータル)もしくは紙での申請について、マイナンバーを利用し、住基法及び番号法に定められた範囲内において住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。この他に住民基本台帳ネットワークシステムや情報提供ネットワークシステムにおいて、資格登録情報の更新の有無について定期的に照会を行う。審査の結果、資格の削除が決定した場合、登録者名簿から削除を行う。</p> <p>■決済事務(特定個人情報ファイルの取扱無)</p> <p>i.決済 資格の登録、訂正・削除などに係る費用について、オンラインにて完結可能となるよう決済処理を行う。オンライン決済を望まない利用者についてはシステムを利用せずに従来通りの収入証紙等による手続きが可能なものとする。</p> <p>ii.入出金管理 各種申請(登録、訂正等)を完了させるためには、決済処理が完了していることが必須条件となるため、入金情報について管理する。申請の取消し、取り下げ等が発生した際に、申請者が納付すべき額を管理し、状況に応じて利用者に返金等の処理を行う。</p> <p>iii.統計処理・集計処理 任意の決済期間、決済区分で収支を集計する。</p>
③システムの名称	国家資格等情報連携・活用システム、住民基本台帳ネットワークシステム、マイナポータル、介護保険事業者及び介護支援専門員管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護支援専門員名簿ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項(利用範囲) 別表 項番101</li> <li>・住民基本台帳法 第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) 別表第3 項番7の15</li> <li>・住民基本台帳法 第30条の15(本人確認情報の利用) 別表第5 項番10の3</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> <p>[ 実施する ]</p>

②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表 項番101
<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	福祉部高齢政策課
②所属長の役職名	高齢政策課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
なし	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	福祉部高齢政策課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-9038 総務部法務文書課(県民情報センター) 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-4161
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	福祉部高齢政策課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-9038
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
	[ ]接続しない(入手)	[ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバー及びマイナンバーを証する書類を提出させ、真正性の確認を行うこととしている。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検      [ <input type="radio"/> ] 内部監査      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている      ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ <input type="checkbox"/> ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策      ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である      ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人番号が記載された書類等を施錠できるキャビネットに保管する。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年2月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年10月2日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年2月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年10月2日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	記載内容の変更
令和5年10月2日	III しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	記載内容の変更
令和5年10月2日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	記載内容の変更
令和5年10月2日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	—	マイナポータル、個人番号を用いた事務については来年度より導入予定。	事後	記載内容の変更
令和7年1月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	時点修正
令和7年1月24日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	時点修正
令和7年1月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要	マイナポータル、個人番号を用いた事務については来年度より導入予定。	マイナポータル、個人番号を用いた事務については令和6年度から導入予定。	事後	記載内容の変更
令和7年1月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要 ■決済事務(特定個人情報ファイルの取扱無)	オンライン決済を望まない利用者についてはシステムを利用せずに従来通りの収入印紙等による手続きが可能なものとする。	オンライン決済を望まない利用者についてはシステムを利用せずに従来通りの収入証紙等による手続きが可能なものとする。	事後	記載内容の変更
令和7年1月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番100 ・住民基本台帳法 第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) 別表第3 項番7の13 ・住民基本台帳法 第30条の15(本人確認情報の利用) 別表第5 項番10の3	・番号法第9条第1項(利用範囲) 別表 項番101 ・住民基本台帳法 第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) 別表第3 項番7の15 ・住民基本台帳法 第30条の15(本人確認情報の利用) 別表第5 項番10の3	事後	記載内容の変更
令和7年1月24日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第2 項番120	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表 項番101	事後	記載内容の変更
令和7年1月24日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託する	委託しない	事後	記載内容の変更
令和7年1月24日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	記載内容の変更
令和7年1月24日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部法務文書課(県情報センター) 神戸市中央区下山手通4-16-3	総務部法務文書課(県情報センター) 神戸市中央区下山手通5-10-1	事後	記載内容の変更
令和7年1月24日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業人 為的ミスが発生するリスクへの 対策は十分か 判断の根拠	—	十分である 申請者からマイナンバー及びマイナンバーを証する書類を提出させ、真正性の確認を行うこととしている。	事後	記載内容の変更
令和7年1月24日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か 判断の根拠	—	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 十分である 個人番号が記載された書類等を施錠できるキャビネットに保管する。	事後	記載内容の変更